柏市防災士資格取得費等補助金交付要綱

制定　令和　７年　４月　１日
施行　令和　７年　４月　１日

（目的等）

第１条　この要綱は，防災士の資格を取得した者に対し，柏市防災士資格取得費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより，地域防災の担い手の育成を促進し，地域コミュニティとの繋がり並びに地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

２　補助金の交付に関しては，柏市補助金等交付規則（昭和６０年柏市規則第２９号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 防災士　特定非営利活動法人日本防災士機構（以下，「防災士機構」という。）により防災士として認証を受けた者をいう。

(2) 防災士研修講座　防災士機構が認証した研修機関が実施し，かつ防災士機構が定めるガイドラインに沿ったカリキュラムに基づく防災士養成研修講座をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は，次に掲げる要件に全て該当する者とする。

(1) 規則第２条第１項の申請をした日（以下「申請日」という。）において，本市に居住し，かつ，本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 市税に滞納がないこと。

(3) 防災士として認証を受けた日の翌日から１年以内に申請をした者

(4) 防災士の資格取得後，地域における防災の担い手として市内の防災活動及び啓発に努め，地域防災力の向上に寄与できる者

(5) 他の公的な制度により，研修の受講料等に対する費用の助成等を受けていないこと。
(6) 柏市暴力団排除条例（平成２４年柏市条例第４号）第２条第３号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費は，次に掲げるものとする。
(1) 研修講座受講料及び消費税
(2) 資格取得試験受験料
(3) 資格認証登録料

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，対象経費の２分の１の額とする。この場合において，当該２分の１の額に１，０００円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとし，補助金の額は，３０，０００円を限度とする。ただし，防災士機構が実施する防災士養成研修講座を学生割引制度で受講した者は，３８，５００円の補助とする。

（補助金の交付回数）

第６条　補助金の交付は，１人につき１回とする。

（申請及び申請書添付書類）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者は，規則第２条第１項の規定により，柏市防災士資格取得費等補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して，当該年度の３月末日までに市長に提出するものとする。
(1) 市税に滞納がないことを証明する書類の写し
(2) 防災士認証状の写し
(3) 対象経費の支払いを証する書類
(4) 振込先の通帳等の写し
(5) その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

３　第１項第２号に規定する防災士認証状の写しについては，防災士資格取得試験の合格を証する書類の写しをもって代えることができる。

４　第１項第３号に規定する支払いを証する書類（現金払以外の方法により購入に係る費用を支払った場合にあっては，金融機関等が発行する振込み証明書等）は，原本とする。ただし，申請者の要求により返還を求められた場合は，この限りでない。

（標準処理期間）

第８条　申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，３０日とする。

（交付の条件）

第９条　規則第４条第２項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項は，受講料等について他の公的な制度から助成等を受けないこととする。

（交付の決定）

第１０条　規則第３条第１項に規定する交付金の交付の可否については，予算の範囲内において決定し，規則第５条の規定により，交付をする旨の決定をしたときは柏市防災士資格取得費等補助金交付決定通知書兼額確定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により，交付をしない旨の決定をしたときは柏市防災士資格取得費等補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１１条　市長は，受給者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは，当該受給者に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（実績報告）

第１２条　規則第１２条に規定する実績報告は，申請書及び第７条第１項に掲げる申請書添付書類の提出をもって代えることとする。

（額の確定）

第１３条　規則第１３条に規定する補助金等の額の確定に係る通知は，交付決定通知書をもって代えることとする。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

この要綱は，令和７年５月１２日から施行する。

この要綱は，令和７年７月１日から施行する。

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。